

第1章

健康ながさき21（第2次）の概要

1. 計画の目的
2. 計画の基本方針
3. 計画の期間
4. 計画の進め方

1. 計画の目的

- 健康であることは、すべての人に共通した願いです。
- これからの少子高齢化社会を健康で活力あるものにするためには、健康を増進し、発病を予防する「一次予防」と病気を早期に発見し治療する「二次予防」を併せた、総合的な健康づくり対策が重要です。
- そのためには、県民一人ひとりが、自らの健康状況を適切に把握し、生活習慣の改善に取り組むとともに、県民をとりまく、地域、企業、行政が連携し、地域ぐるみ、職域ぐるみで個人の健康づくりの取組を支援する社会環境の整備が求められています。
- 本計画においても、県民が自己管理能力を向上させる一方、健康づくりを支える環境を改善していくことで、生活習慣が原因となる疾患の発症を防止し、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上等を実現することを目的とします。

2. 計画の基本方針

- 本計画は、健康増進法第8条に基づき策定する長崎県の健康増進計画であり、国の国民健康づくり運動「健康日本21（第2次）」と融合し、本県が策定する「医療計画」、「介護保健事業支援計画」、「がん対策推進計画」、「歯・口腔の健康づくり推進計画」などの関連する計画との調和にも配慮します。
- 健康づくり対策に取り組むにあたって、次の五つの基本的な方向に沿って、目標を設定して施策を展開します。
 - ① 健康寿命の延伸と健康を支え守るための社会づくり
本計画の全体目標となるものです。
 - ② 健診による健康づくり
「健診は健康づくりの第一歩」をうたって、平成24年4月に行った「健康ながさき！がんばらば共同宣言」の実現を図るものです。
 - ③ 生活習慣病の重症化予防
代表的な生活習慣病である糖尿病、循環器疾患及びがんの重症化予防を推進するものです。
 - ④ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージにおいて、心身機能の維持向上につながる対策に取り組むものです。
 - ⑤ 生活習慣及び社会環境の改善
県民の健康増進を形成する、栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康づくりの各分野における生活習慣の改善並びにそれを支援する社会環境の改善に取り組むものです。
- 基本的な方向に沿って施策を進めるにあたっては、県民一人ひとりの健康への自覚を高めるとともに、地域保健、学校保健、職域保健、地域医療等の各分野において、行政及び関係機関・団体が連携して取り組むことが必要です。

3. 計画の期間

- 国の国民健康づくり運動「健康日本21（第2次）」との整合性を図るため、計画の期間は、平成25年度（2013年度）を初年度とし、平成34年度（2022年度）を目標年度とする10年間とします。
- なお、計画の中間年である平成29年度（2017年度）に、数値目標等の中間評価を実施し、平成30年度（2018年度）から後期5年間の内容の見直しを行いました。
- 平成34年度（2022年度）には本計画を終了し、最終評価を行い、その評価をその後の計画等の策定に反映させることとします。

4. 計画の進め方

① 数値目標の設定

「健康寿命の延伸と健康を支え守るための社会づくり」、「健診による健康づくり」、「生活習慣病の重症化予防」、「社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上」、「生活習慣及び社会環境の改善」の五つの基本的な方向に沿って、数値目標を設定し、県民の健康達成度を評価・検証しながら、健康づくりを進めます。

② 目標達成の手段

本計画では、健康づくりを推進するにあたって、ヘルスプロモーションの考え方と手法を活用しながら、医療保険者、学校、職場、医療機関、各種職域団体、地域、行政等が相互に連携・協力し、県民一人ひとりの健康的な生活習慣の確立及びそれを支援する社会環境の整備を進めることによって、疾病等の危険因子を減らし、県民の健康と生活の質の向上を図っていくこととします。